

さくら共同法律事務所 顧問会社・クライアント様 各位

令和2年2月4日 さくら共同法律事務所 主催
新春法律セミナー(無料)のご案内

謹啓 初冬の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より当事務所をご愛顧いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当事務所におきましては、顧問先企業・クライアント様へのサービスの一環として、年に2回、所属弁護士による無料法律セミナーを開催しております。当事務所は2020年5月、四ツ谷駅東口の四谷タワーへの移転を予定しており、日比谷地区での開催は今回が最後となります。民法改正対策等の重要セミナーでもあり、是非、ご出席いただければと思います。

★企業様のニーズによって、第2部からの御参加でも全く問題ありません。

令和2年2月4日(火)は「新春セミナー」として、

【第1部】 オーナー企業のための事業承継のポイント(仮題)

2019年7月施行の改正相続法のポイント(仮題)

【第2部】 企業のための2020年4月施行の改正民法(債権法)の実務対策(仮題)

をテーマとして、企業経営者様・法務担当者様向けに、実践的な解説を行います。

今回も、パートナー弁護士の千原と、相方となる担当弁護士が、軽妙に掛け合いを行う「トークライブ」形式で「楽しく分かりやすく学ぶ」というコンセプトのセミナーを実施させていただきます。

【第1部】「オーナー企業のための事業承継のポイント(仮題)」では、オーナー企業が事業承継に取り組むにあたり、経営者や管理担当者が押さえておくべき法律上、税務上の基本的知識、留意点について解説します。「2019年7月施行の改正相続法のポイント(仮題)」においては、身近に起こることとなる相続について、改正前はどのような制度であり、改正によって何が変わったのか等、ポイントを絞って分かりやすく解説致します。

【第2部】では、2020年4月1日に施行が迫った民法(債権法)改正について、企業法務の観点から重要な改正点をご説明致します。ご存じのとおり、今般の民法改正では、現行の瑕疵担保責任の制度が契約不適合責任の制度に修正され、保証人制度の大幅な改革が行われるなど、無視できない変更が生じています。このため一般企業においても喫緊の対応が必要とされ、特に業務の基本となる契約書式の改訂は不可欠です。改正後の民法を前提とした場合、自社の雛型である契約書や約款をどのように変更すればよいのか、また取引先が提示してきた契約書にどのように対応すべきか等について、設例を使いながら分かりやすく解説致します。

※最後に、当事務所の創業パートナー・所長である河合弘之よりご挨拶をさせていただきます。

※お申込みは、**各社5名様まで**を基本とさせていただきますが、6名様以上の出席をご希望の場合は、個別にご相談ください。

※会場の関係で、セミナーの定員は先着180名様とさせていただきます。人数には余裕がありますが、万一、定員に達した場合は、受付を締め切らせて頂く場合がございますので、何卒ご了承下さい。

※今回、懇親会はなくセミナーのみとなります。

謹白

※ 顧問会社・クライアント様には、別途、本ご案内書及び申込書をお送りする予定です。

<セミナー概要>

日 時	令和2年2月4日(火) (開場: 15時30分)
場 所	千代田区立 日比谷図書文化館 (旧・都立日比谷図書館) 地下1階 日比谷コンベンションホール(大ホール)
スケジュール	【第1部】 16時00分～16時50分(予定) 「オーナー企業のための事業承継のポイント」(仮題) 「2019年7月施行の改正相続法のポイント」(仮題) <講師 弁護士千原曜・弁護士佐藤和樹・弁護士後藤登>
	【第2部】 17時00分～17時50分(予定) 「企業のための2020年4月施行の改正民法(債権法)の実務対策」(仮題) <講師 弁護士千原曜・弁護士小野沢庸>
	【第3部】 17時50分～18時00分(予定) 弁護士河合弘之よりご挨拶
講師略歴	◆千原 曜 (ちはら よう) 1961年東京生まれ。85年司法試験合格。86年早稲田大学法学部卒業。 88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年よりパートナー弁護士。現在、約160社の顧問弁護士を務める。会社法、労働法、知的財産法等の企業法務上の一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品等表示法・不正競争防止法等を専門分野とし、また、数多くの大規模企業再生・倒産事件を手掛けてきた。著書は「こんなにおもしろい弁護士の仕事」(中央経済社)、「Q&A連鎖販売取引の法律実務」(H30.4発行/中央経済社)他多数。

◆佐藤 和樹 (さとう かずき)

2004年司法試験合格。06年に第二東京弁護士会に登録をして、さくら共同法律事務所に入所。14年よりパートナー弁護士。これまで、第二東京弁護士会消費者問題対策委員会委員、日本弁護士連合会司法制度調査会嘱託委員（民事法部会）、第二東京弁護士会司法制度調査会委員（民法部会、家事法制部会）などに所属し、消費者問題対策や民法（債権関係）の改正や家族法改正の議論に加わっている。主として、訴訟・紛争案件を中心に業務を行い、倒産事件や企業法務なども行う。著書は「消費者問題法律相談ガイドブック〔四訂版〕」（共著・第二東京弁護士会）、「Q&A ポイント整理改正債権法」（共著・弘文堂）他。

◆後藤登 (ごとう のぼる)

2010年司法試験合格。12年に第二東京弁護士会に登録後、さくら共同法律事務所に入所。日本弁護士連合会中小企業法律支援センターに所属し、中小企業の法的課題の検討と中小企業による弁護士利用の促進に取り組んでいる。さくら共同法律事務所では、公認会計士としての業務経験を活かしながら、企業関係訴訟、会社法や税法関係の助言、事業承継や相続案件に携わっている。

◆小野沢庸 (おのざわ よう)

1977年東京生まれ。2001年、東京大学法学部卒業。2002年、東京大学大学院法学政治学研究科（専修コース）卒業。2004年、第一東京弁護士会登録。2010年、さくら共同法律事務所入所。会社法、知的財産法、倒産処理法等を専門分野とし、大規模M&A案件、事業再生案件を多数手掛ける。知的財産法に関する共著として相澤英孝他編『知的財産法概説』（弘文堂）などがある。

◆河合 弘之 (かわい ひろゆき)

1944年、旧満州に生まれる。1968年、東京大学法学部卒業。1970年、弁護士開業。中国残留孤児を初めとして社会貢献活動をするビジネス弁護士として活躍。さくら共同法律事務所所長。

※お問合せ：さくら共同法律事務所 セミナー事務局 電話番号：03-5511-4400

<会場> 千代田区立 日比谷図書文化館 (旧・都立日比谷図書館)

地下1階 日比谷コンベンションホール(大ホール)



- 【アクセス】 東京メロ 丸の内線・日比谷線「霞ヶ関駅」B2 出口より徒歩約 3 分
都営地下鉄 三田線「内幸町駅」A7 出口より徒歩約 3 分
東京メロ 千代田線「霞ヶ関駅」C4 出口より徒歩約 3 分
JR 新橋駅 日比谷口より 徒歩約 10 分